

# 古文書を読む会学習記録

作成日 平成28年7月14日

開催日	平成28年7月14日	時 間	10:00～12:00
場 所	区役所リハーサル室	出席人数	15名
講 師	真田雅行氏	作成者	伊達 一雄
テーマ	第一学習 赤井村石井家文書 ⑦		
概 要	<p>文化七年(1810年)赤井村の当役が書き留めた「御用富(留)置帳」を学習。</p> <p>○虫送り之事 農民がイナゴ等の虫害を駆除する願いを込めて行った儀式。各村で費用を分担したと思われ坂本村、宿村、赤井村の負担額が記されている。</p> <p>○御男子様誕生 表向御弘メは不被仰出、御名之儀は松平要之丞様と奉称候段被仰出候事。七月三日 右之趣可被相触候。</p> <p>誰が出したのか書かれていないが、松平要之丞は六月十三日に生まれた徳川家斉の十二番目の男子と思われる。</p> <p>○朝鮮信使来聘二付 朝鮮信使は朝鮮通信使とも呼ばれ、朝鮮国王の国書、進物を携えて日本に派遣された外交使節団。江戸城で国書が交換されたため往來に費用が掛かった。このため幕府は「高役」「国役」の名目で領民に費用を負担させた。五カ年割だが、延ばすこともあった。文書には、当秋大阪御加番代仰付候二付、延ばすことになったとあるが、これは、米倉藩十四代藩主昌後(まさのち)のことである。</p> <p>○青山下野守様被成御渡候書付写佐之通</p> <p>丹後国竹野郡等楽寺(現在は兵庫県京丹後市弥栄町)で乱心して父親を鉈で打ち殺して逃げた百姓の佐代四郎の人相書。</p> <p>年齢三拾三歳、面躰常躰色赤き方、肥候方、眉毛薄き方、齒並よき方、鼻筋通り高き方、其節之衣類(色や柄など)と極めて詳しく記している。</p> <p>右之通之もの於有之は、其所ニ留置、御領は御代官、私領は領主地頭江申出、若及見聞候ハバ、其段も可申出候、隠し置脇より相知候ハバ、可為曲事(くせごと:処罰) 右の趣可相触候。と扱いが極めて厳しい。</p> <p>前にもあったが人相書きは細かく顔の特徴を記している。これを見れば百姓が村から逃げたり行方をくらますことに幕府が恐れを抱き、その防止に神経を使っていたかが良く分かる。</p>		
次回予定	平成28年7月28日 10:00～12:00	於:金沢区役所リハーサル室	第二学習 奥の細道 ⑦